

2017年2月13日

お客さま各位

## キャッシュカード振込の一部利用制限について (還付金詐欺・振り込め詐欺被害防止)

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

昨今、全国的に還付金詐欺・振り込め詐欺の被害が多発しております。特に、愛知県内では、キャッシュカードによる振込に不慣れな高齢の方をATMに誘導して「お金が戻る手続き」と称し、預金を振り込ませる「還付金詐欺」の被害が多発しております。

当行では、こうした被害を防止するため、下記のとおり、キャッシュカードによるATMでの振込を一部制限させていただくことといたしました。

ご不便をおかけいたしますが、お客さまの大切なご預金をお守りするための対策ですので、何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

### 1.制限の内容

次のお客さまは、キャッシュカードの振込機能を停止させていただきますので、キャッシュカードによるATMでの振込取引がお取り扱いできなくなります。

※キャッシュカードによるお預入れやお引出しは従来通りご利用いただけます。

お振込については、本・支店の窓口、個人インターネットバンキングサービスをご利用ください。

### 2.対象となるお客さま

70歳以上のお客さまで、過去3年間ATMでの当行キャッシュカードによる振込のご利用がないお客さま

※対象とならないお客さまでも、キャッシュカードの振込機能の停止をご希望される方は、本・支店の窓口へご相談ください。

### 3.開始時期

平成29年4月3日(月)

### 4.その他

対象となるお客さまでキャッシュカードによるATMでの振込取引をご希望される場合は、本・支店の窓口でお申し出ください。

以上